

平成26年度国民健康保険税暫定賦課(仮算定)の納税通知書をお送りします

お問い合わせ 市役所市民生活課 国保係 ☎63-5112

平成26年度の国民健康保険税について、普通徴収により納付されている世帯には、4月15日に暫定賦課(仮算定)の納税通知書をお送りします。口座振替をお申し込みでない世帯には、現金納付用の納付書を同封しますので、納期限までにお近くの金融機関等、コンビニ、市役所会計課窓口で納付をお願いします。

普通徴収の国民健康保険税は第1期～第12期

(4月～翌年3月)の12回で納めていただきますが、平成25年分の所得確定や税率決定するまでの第1期(4月)～第4期(7月)は、1期あたり平成25年度の国民健康保険税年税額の12分の1相当額を納めていただきます。

なお、特別徴収(年金からの天引き)により納付されている場合の、4月・6月・8月の仮徴収額は、平成26年2月の納付額と同額になります。

	暫定賦課(仮算定)				本算定賦課								
納期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期	
税額	1期あたりの税額＝平成25年度年税額の12分の1相当額				1期あたりの税額＝平成26年度年税額から暫定賦課額を差し引いた額の8分の1相当額								

◆国民健康保険税の納付には、口座振替が便利です。口座振替をご希望の場合は、下記の金融機関等窓口でお申し込みください。

※口座振替により納付されている世帯で、国民健康保険の世帯主が変更になった場合は、新たに金融機関等窓口へ口座振替のお申し込みが必要となりますのでご注意ください。

佐渡市指定金融機関	第四銀行
佐渡市収納代理金融機関	北越銀行、大光銀行、新潟県信用組合、新潟大栄信用組合、新潟県労働金庫、佐渡農業協同組合、羽茂農業協同組合、新潟県信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行、郵便局

老人医療費助成事業(県老)について

お問い合わせ 市役所市民生活課 年金係 ☎63-5112または、各支所・行政サービスセンター市民生活係

65歳から69歳の「ひとり暮らしの方」または「寝たきりの方」が医療機関にかかったときに、保険診療にかかる窓口負担額の一部を助成する制度です。

対象者

- ・65歳から69歳の常時ひとり暮らしの方、または寝たきりの方
- ・国民健康保険加入者または被用者保険加入者
- ・後期高齢者医療制度に加入していない方
- ・生活保護の適用を受けていない方
- ・前年(1月から7月の申請については前々年)の所得金額の合計が125万円以下の方

※ただし、ひとり暮らしの場合、協会けんぽなどの会社の健康保険の被扶養者になっている方、仕送りをもらっている方などは対象となりません。

助成の範囲

医療機関で支払う窓口負担は、かかった費用の2割です。また、1か月の窓口負担額が一定額を超えた場合や、県外の医療機関に受診したときは、申請により医療費の助成が受けられます。

※平成26年度から窓口負担が2割になりました。なお、平成25年度に県老受給者証を交付されている方については、平成26年4月以降も1割のまま据え置きとなります。

手続きに必要なもの

健康保険証、印鑑、申請書および現況調査票(市役所に用意してあります)